

令和4年度第2回 第18期横浜市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和4年10月12日（水）18時00分～19時30分
開催場所	横浜市役所18階会議室
出席者 （14名）	吉田会長、山本副会長、相澤委員、大野委員、大谷津委員、久留島委員、高橋委員、手塚委員、西岡委員、平野委員、藤原委員、星野委員、水沼委員、安室委員
欠席者 （3名）	加島委員、服部委員、御堂島委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	議事 1 令和4年度市指定文化財の指定について 2 令和4年度市地域文化財の登録について
決定事項	1 議事1について、諮問された指定候補4件が指定に値する旨、答申する。 2 議事2について、意見聴取された登録候補1件が登録に値する旨、回答する。
議 事	<p>&lt;開会&gt; 進行：宮田生涯学習文化財課長</p> <p>吉田会長あいさつ</p> <p>鈴木生涯学習担当部長あいさつ</p> <p>議事の公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、非開示情報を扱う部分について一部非公開とすることを確認した。</p> <p>議事 進行：吉田会長</p> <p>1 令和4年度市指定文化財の指定について （1）横浜郵船ビルについて 事務局から指定調書案が読み上げられた後、建造物部会より以下のとおり説明がなされた。 ・柱が真円ではなく、部分的に欠けているため「4分の3柱」といわれている。</p> <p>■主な発言とそれに対する回答 （水沼委員）横浜郵船ビルは横浜市内でも非常によく知られた古典主義様式の建築であるが、今まで横浜市の他の制度（例えば認定歴史的建造物など）の指定・認定などを一切受けておらず、存続を心配していた建物でもある。今回、所有者の協力もあり、指定できることについて大変喜ばしく思っている。</p>

(2) 岩田家住宅について

事務局から指定調書案が読み上げられた後、建造物部会より以下のとおり説明がなされた。

- ・鷺山と柏葉のちょうど境に位置するため、資料によっては「鷺山」と記録されているが、現在の柏葉に所在している。
- ・「ディレクトリ」という資料によると、岩田家住宅は山手地域から離れた場所にあることが分かる。根岸競馬場に近い、柏葉という地域に建てられていたことが一つの特徴だ。山手以外の地域にも外国人が居住していたことを示す建物である。
- ・（当初所有者の）ご子息へのインタビューと建物基礎の形式から、創建年は大正元年頃と推測できる。（大正元年建築を否定する根拠が見当たらなかった。）
- ・洋館は一般的に主要室部分と附属室部分から成っていて、両方残されている例が市内にはほぼない。主要室部分と附属室部分が完形で残っていて、かつ、関東大震災前に建てられた建物であるという点が大変貴重である。
- ・外観は、風見や玄関へ直接アプローチする造りなど、非常に洋館らしい仕様である。
- ・附属室は天井高も低く、明確に仕様を分けて作られていることがよくわかる。

■主な発言とそれに対する回答

（山本副会長）現在の使われ方と、今後の活用の見通しについて伺いたい。

（水沼委員）現在、個人所有の住宅である。指定後の活用については検討中であると聞いている。

(3) 木造地藏菩薩坐像について

事務局から指定調書案が読み上げられた後、美術工芸部会より以下のとおり説明がなされた。

- ・衣が台座にかかる形はかなり古い時代（飛鳥時代）にもあるが、その場合は裳懸などと称しており、「法衣垂下像」と称するのは中世に入ってからである。
- ・台座にかかる衣は袖であったり裾であったりするが、衣のしわに小さな穴が空いており、右手に持つ錫杖をその穴で受ける形は決まったものである。
- ・流動的な滝が落ちるような衣の表現は、中国絵画の中に描かれた衣の様子を巧みに立体化したものと思われる。
- ・像の底は浅くくりぬかれており、内部は密閉状態である。
- ・お顔はしっかりと表わされており、（類品と比較しても）鎌倉時代の彫刻の余韻を残している。
- ・昭和 50 年代の横浜市教育委員会が実施した調査で確認されていた像内納入文書及び木札について、所在不明になっていたが、最近になって発見されたと報告を受けている。追加調査を行いたい

と考えている。

- ・光背などに記載されたお寺の名前は近世文書でも確認できる。
- ・称名寺の門前絵図の中にも今回のお像が安置されていた地蔵堂が確認でき、近世には存在していたことがわかる。
- ・関東地方に典型的な法衣垂下像の作例の中でも、時期が遡る非常に重要な作例であるといえる。

#### ■主な発言とそれに対する回答

(藤原委員) 材質について、針葉樹と記載があるが詳しくわかるか。

(山本副会長) 従来は目視で樹種の特定を行っていたが、その後の材質調査で目視の判定と異なる結果が出る場合がある。そのため、今回は(目視での)樹種の特定を行っていない。将来的には、修理の際に木片を採取して樹種や伐採年代の判定を行うことができる可能性がある。

(大野委員) 台座は後補とのことだが、指定範囲はどこまで含むか。

(山本副会長) 国指定重要文化財など他の例を見ても、多くの場合、お像が存在するために付属する物は指定範囲に含んでいる。一般的に、光背や台座は後補のものであっても指定文化財の一部であることは疑いないと思われる。

(大野委員) 台座も含め、一式で指定することに賛成である。

#### (4) 正安寺のイヌマキについて

事務局から指定調書案が読み上げられた後、記念物部会より以下のとおり説明がなされた。

- ・自然林の中で生育している場合は、このように枝があちこちを向いて暴れることはないが、単木の場合は暴れ枝になることが多い。
- ・自然林の中では 20 メートルを超えるものもあるが、正安寺のイヌマキは 12 メートルである。単木の場合、幹を太らせるためにあまり樹高が高くないようだ。
- ・正安寺のイヌマキは枝が板状になっていることが確認できる。熱帯林では板状の根が見られることが非常に有名であるが、板状の枝について記載された文献は国内外で見つけられなかった。
- ・一般的に、丸い枝の中には紡錘状のくいがあり幹に入り込んでいるが、板状の枝の場合はどのような構造となっているのか、非常に謎が多い。
- ・イヌマキの場合は古木(老木)で板状枝を有する事例が確認できるが、イヌマキ以外の樹種では(板状枝を)見たことがない。

#### ■主な発言とそれに対する回答

(西岡委員) 樹齢はどのように判定したのか。

(藤原委員) 市に確認してもらっている。親鸞聖人が手植えしたとすると時期が合わないが、約 740 年という結論が出ている。

(西岡委員) 正安寺所蔵の仏像も以前文化財指定しているが、そのお像も正安年代であったと記憶している。(樹齢 740 年であれば) お寺の創建年とも合うということだろうか。

また、植えられている場所はどのあたりか。人為的に植えられたものか。

(藤原委員) 人の手で植えられたものである。本堂の前に植えられており、(本堂に向かって) 左側あたりである。

(吉田委員) 樹齢 740 年であれば、お寺の創建時期にも合うということか。

(山本副会長) 寺名に冠する正安という年号は 1299～1310 年。今から 720 余年前にあたる。仏像の年代がその頃の特徴を示すことから寺の創建時期がその頃である可能性を、仏像の指定時に考えたものである。今回示された樹齢とも時期が合うように思う。

諮問された 4 件の指定候補について、指定に値する旨答申することとし、答申書の提出は会長に一任された。

## 2 令和 4 年度市地域文化財の登録について

### 本牧十二天緑地について

事務局から登録調書案が読み上げられた後、地域文化財部会より以下のとおり説明がなされた。

- ・丘陵あたりには米軍の給水タンク跡が残り、裾の部分には旧境内があったことがわかっている。
- ・緑地内には倒れた鳥居が残されているが、この場所に鳥居があったのではなく、移されてここに置かれていると考えられる。
- ・石積みはいわゆるブラフ積みである。表土分布調査を行った際に、かぶっていた土を少し払い、状況を確認した。近くにある天徳寺境内にも同様の石積みが残っている。
- ・天徳院は鳥取藩が台場を警備していた際に本陣を構えていた場所である。
- ・そのほか、円形の井戸や瓦などが残されている。
- ・今後の活用についてだが、緑地内は丘陵ということもあり、滑落の危険等から常時一般公開は難しいのではないかという印象を受けた。

### ■主な発言とそれに対する回答

(西岡委員) 緑地内にもととの本牧神社の境内があったということか。

(星野委員) 現在、林になっているところにあったと聞いている。

(事務局) 古写真や古地図から見ると、今回指定範囲の敷地の西側にあったと考えられる。指定範囲の外にも境内敷地が広がる可能性がある。参道は(もととの境内から) 南側に伸びていたようだ。

(西岡委員) 本牧十二天というのは何の神様を祀っているのか謎の神社である。たしか小田原北条所領役帳には十八天とあり、数字が異な

	<p>る。お馬流しのような信仰もかなり昔から続いていることを考えると、中世的な要素ももつ史跡であると思う。近代の史跡としての重要性もあるが、（中世から続く）地域の伝統も重要なポイントであることを付け加えてよいのではないかと思う。</p> <p>（吉田委員）発掘調査などはされていないのか。</p> <p>（星野委員）発掘はされていない。</p> <p>（藤原委員）名称について、緑地の中に埋もれているので「本牧十二天緑地」ということか。今回登録する範囲以外にも史跡がありそうという話もあったので、「緑地」ではなく「本牧十二天」を強調できるような名称がいいのではないか。</p> <p>（山本副会長）「本牧十二天緑地」は公園の名称ではなかったか。</p> <p>（星野委員）そのとおり。今回は史跡としての登録であるので、中世から近代までいろいろな歴史が混在している「場所」としての登録という意味合いで名称をつけた。本牧神社、本牧十二天だけではなく、そこから始まり現在に至るまでの歴史を包括的に捉えるのが（本件の文化財的価値として）適当であると考えている。</p> <p>（藤原委員）現在使われている公園の名称が「本牧十二天緑地」ということか。</p> <p>（星野委員）そのとおり。</p> <p>意見聴取された「本牧十二天緑地」について、登録に値する旨回答することとし、回答書の提出は会長に一任された。</p> <p>&lt;閉会&gt;</p>
資 料	令和4年度第2回第18期横浜市文化財保護審議会次第及び資料